

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		伝統文化施設の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市伝統文化施設条例
条 項		第9条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 文化振興課 (電話：048-829-1227)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。 (1) 施設の設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定
備 考		